

第1問 (20点)

次の各取引について仕訳を示しなさい。ただし、勘定科目は、次の中から最も適当と思われるものを選ぶこと。

支 払 利 息	手 形 貸 付 金	預 り 金	売 掛 金
現 金	貸 付 金	受 取 利 息	他 店 商 品 券
当 座 預 金	法 定 福 利 費	給 料	貸 倒 損 失
普 通 預 金	有 価 証 券	当 座 預 金	未 払 金
商 品 券	貸 倒 引 当 金	売 上	受 取 手 形

- 河野商店は、従業員に支給した平成29年6月分の給料から源泉徴収した所得税額¥12,800および社会保険料¥35,600ならびに社会保険料の事業主負担額¥35,600を平成29年7月10日にそれぞれ現金で納付した。なお、給料の支給時には源泉徴収後の手取り額を給料勘定で処理している。
- 海藤販売は得意先である松野商店から松野商店振出の約束手形2枚を受け取った。なお、1枚目(¥860,000)は売掛金の回収のため、2枚目(¥500,000)は当該手形を担保とする金銭の貸し付けのために受け取っており、海藤販売は松野商店に対して¥500,000から利息¥8,000(向こう1年分)を控除した残額に相当する小切手を振り出している。
- 本田販売は一般消費者に対して商品を¥12,000で販売し、代金として本田販売発行の商品券¥8,000および他者発行の全国共通商品券¥5,000を受け取り、釣銭を現金で支払った。
- 別府商店は得意先である中部工業に対して売掛金¥300,000(当期販売分)および貸付金¥400,000(前期貸付分)を有していたが、当期において中部工業が倒産し、これらの金額が回収不能となった。なお、別府商店は受取手形および売掛金の期末残高について毎期貸倒引当金を設定しており、回収不能となる直前における貸倒引当金勘定の残高は¥15,600であった。
- 杉村商事は東証第1部に上場している小林株式会社発行の株式4,500株を、証券会社を通じて1株当たり¥1,650で購入し、代金は1株当たり¥40の購入手数料とともに普通預金口座から3日後に引き落とされることとなった。

第2問 (8点)

熊本商店は、得意先阿蘇商店および菊池商会に対して商品を販売していたが、平成29年1月からは新たに益城商事に対しても商品の販売を行うこととなった。そこで、次の平成29年1月中の商品売買に関する取引にもとづいて、次の各問に答えなさい。なお、商品の販売はすべて掛で行われているものとし、決算日は12月31日である。

- 1月5日 益城商事に対して商品¥333,000を販売した。
- 6日 5日に益城商事に対して販売した商品のうち¥66,600が品違いであったため、返品された。
- 10日 阿蘇商店から売掛金¥170,000を普通預金口座への振り込みによって回収した。
- 13日 阿蘇商店に対して商品¥165,000を販売した。
- 15日 13日に阿蘇商店に対して販売した商品について、一部傷があったため、¥3,200の値引きを行った。
- 18日 菊池商会に対して商品¥472,000を販売した。
- 19日 益城商事に対して商品¥158,000を販売した。
- 22日 益城商事から売掛金の回収として益城商事振出の約束手形¥200,000を取得した。
- 24日 菊池商会から売掛金¥323,000を普通預金口座への振り込みによって回収した。
- 28日 阿蘇商店が倒産し、売掛金が全額回収不能となった。
- 30日 菊池商会から売掛金の回収として菊池商会振出の小切手¥128,000を取得した。

問1 1月31日現在の売掛金明細書を完成させなさい。

問2 1月28日の仕訳を示しなさい。なお、平成28年12月31日現在の貸倒引当金勘定の残高は¥166,000である。

第 3 問 (30 点)

三船商店の次の【平成29年 1 月中の取引】 および答案用紙にもとづいて、答案用紙の残高試算表を完成させなさい。なお、当期は平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日までの会計期間である。

【平成29年 1 月中の取引】

1. 必要な再振替仕訳を行う。

2. 現金取引

(1) 現金売上	¥	198,700
(2) 現金売上値引き	¥	5,500
(3) 現金仕入	¥	126,400
(4) 当座預金引出し	¥	336,900
(5) 当座預金入金	¥	401,200
(6) 営業費支払い	¥	350,700
(7) 売掛金回収	¥	523,200
(8) 買掛金支払い	¥	296,700
(9) 手付金受取り	¥	256,000
(10) 源泉徴収税額の納付		
	¥	6,000

3. 当座取引

(1) 当座預金売上	¥	246,200
(2) 当座預金仕入	¥	179,100
(3) 当座預金入金	¥	401,200
(4) 当座預金引出し	¥	336,900
(5) 営業費支払い	¥	1,446,500 (給料支給時の源泉徴収税額¥9,200控除後)
(6) 手形満期取立て	¥	3,071,600
(7) 手形割引	¥	288,000 (割引料¥12,000控除後)
(8) 手形満期引落し	¥	2,509,600
(9) 売掛金回収	¥	2,362,000
(10) 買掛金支払い	¥	940,900
(11) 手付金支払い	¥	302,700
(12) 利息支払い	¥	6,600

4. 売上取引

(1) 現金売上	¥	198,700
(2) 当座預金売上	¥	246,200
(3) 掛け売上	¥	4,918,800
(4) 手形売上	¥	1,372,000
(5) 手付金売上	¥	397,000
(6) 三船商店振出の約束手形の裏書譲渡による売上	¥	150,000
(7) 現金売上値引き	¥	5,500

5. 仕入取引

(1) 現金仕入	¥	126,400
(2) 当座預金仕入	¥	179,100
(3) 掛け仕入	¥	3,441,900
(4) 手形仕入	¥	951,300
(5) 手付金仕入	¥	308,300

6. その他の取引

- (1) 売掛金の回収として¥2,451,400の約束手形を受け取り、買掛金の支払いとして¥1,716,200の約束手形を振り出した。
- (2) 買掛金¥400,000を支払うために、得意先振出の約束手形¥400,000を裏書譲渡した。

第 4 問 (8 点)

次の【貸付金の内訳】 および【当期の受取利息勘定】にもとづいて、①～④に当てはまる数値を答えなさい。なお、当期は平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日までの会計期間であり、利息は月割りにより計算する。

【貸付金の内訳】

貸付先	元本金額	年利率	貸付日	備考
A 商店	¥ 3,000,000	①	平成27年11月 1 日	毎年 2 月末、6 月末および10月末に 4 か月分の利息を後払いで受け取る。
B 商店	¥ 5,000,000	6 %	平成28年 6 月 1 日	毎年 6 月 1 日、9 月 1 日、12 月 1 日および 3 月 1 日に向こう 3 か月分の利息を前払いで受け取る。
C 商店	¥ ②	9 %	平成29年 5 月 1 日	毎年10月末および 4 月末に 6 か月分の利息を後払いで受け取る。

[当期の受取利息勘定]

受取利息											
1月1日	未	収	利	息	40,000	1月1日	前	受	利	息	?
12月31日	前	受	利	息	?	2月28日	当	座	預	金	?
12月31日	損			益	③	3月1日	当	座	預	金	?
						6月1日	当	座	預	金	?
						6月30日	当	座	預	金	?
						9月1日	当	座	預	金	?
						10月31日	当	座	預	金	170,000
						12月1日	当	座	預	金	?
						12月31日	未	収	利	息	④
					?						?

第5問 (34点)

古山商店の当期(平成29年1月1日から平成29年12月31日までの会計期間をいう。)における答案用紙に示した精算表を、未記入欄に適当な金額または科目を記入して完成させなさい。

なお、未処理事項および決算整理事項(一部)は、次のとおりである。

[資料]

1. 他の者が発行した商品券の受入額を、商品券の借方に記入していたことが判明した。
2. 得意先から取得した約束手形を取引銀行で割引いた際に、割引料控除後の手取額を受取手形の貸方に記入していたことが判明した。
3. 従業員が出張から帰り、出張中に得意先より回収した売掛金の額から要した旅費の額を控除した残額を現金で受け取ったが未処理であった。
4. 現金の帳簿残高と実際有高とが異なり、その原因として上記3の他に雑費の計上もれが判明したが、その他は原因が判明しなかった。
5. 仮受金は土地の売却代金を処理したものであった。
6. 売上原価は仕入の行で計算している。
7. 貸倒引当金は每期売上債権の4%相当額を計上している。なお、期中では売掛金の回収不能額をすべて貸倒損失で処理している。